

## 社会福祉法人みずほ役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずほ（以下「みずほ」という。）定款第8条及び第21条の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員（業務執行理事）とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬。賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態等に応じた報酬等の区分)

第3条 役員及び評議員（以下「役員等という。」）に対しては、次のとおり報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）を支給するものとする。なお、理事会及び評議員会（以下「会議日」という。）にあわせて法人の業務を行った場合は、法人業務に係る報酬等は支給しないものとする。

(1) 常勤役員 報酬（賞与、退職慰労金含む。）

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 評議員 報酬

2 みずほの職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

3 みずほの全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。

4 みずほの全監事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

5 みずほの常勤役員の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。

6 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。尚、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議開催の都度支払う。

(支給の形態)

- 第6条 報酬等及び費用は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。  
但し、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(出張旅費)

- 第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	13,000円	その他交通費等実費
報 酬	非常勤役員・評議員	20,000円	常勤役員は、みずほ職員の例による。

- 2 出張旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

- 第8条 みずほは、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

附 則

(施行日等)

- 1 この規程は、平成30年3月25日(定時評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日に遡り適用する。

(役員及び評議員費用弁償規程の廃止)

- 2 この規程の施行に伴い、役員及び評議員費用弁償規程を廃止する。

別表1 (評議員の報酬)

	報 酬 (日額)	実費弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	0 円	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円	6,000 円

(交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。)

別表 2 (常勤役員の報酬)

役 職 名	報 酬 (月額)	備 考
業務執行理事	500,000円	賞与、退職慰労金及び各種手当については、みずほ職員の例による

別表 3 (非常勤役員の報酬)

## (1) 理事及び理事長

	報 酬 (日額)	実費弁償 (日額)
理事会等会議への出席	0 円	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	(理事) 20,000円 (理事長) 30,000円	6,000 円

## (2) 監事

	報 酬 (日額)	実費弁償 (日額)
監事監査等への出席	20,000円	6,000 円
理事会・評議員会等会議への出席	0 円	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,000円	6,000 円

( 交通費の実費が、実費弁償額の額を超える場合には、その実費とする。)